

申請対象月

4月分

5月分

6月分

上記で申請される月について、ご記入下さい。

事業収入				【単位/円】
	4月	5月	6月	
2021年 (売上台帳より記載して下さい)				}
2020年 (確定申告書より記載して下さい)				
2019年 (確定申告書より記載して下さい)				

※事業収入は、必ず2年分入力してください。

「法人」または「個人事業者等」のいずれかに必ずチェックを入れてください

<input type="checkbox"/> 法人	4月	5月	6月	
A: 基準年の基準月の事業収入				法人
B: 対象月の事業収入				法人
C: 減少額 (A-B)				
D: 減少率 (C/A)				
E: 国の給付額				
F: C-E				
D減少率70%以上の方 F額が40万円未満なら そのまま記載。 40万円以上の場合40 万円とご記入下さい。				
D減少率30%以上70% 未満の方 F額が20万円未満なら そのまま記載。 20万円以上の場合20 万円とご記入下さい。				

<input type="checkbox"/> 個人事業者等	4月	5月	6月	
A: 基準年の基準月の事業収入				個人
B: 対象月の事業収入				個人
C: 減少額 (A-B)				
D: 減少率 (C/A)				
E: 国の給付額				
F: C-E				
D減少率70%以上の方 F額が20万円未満なら そのまま記載。 20万円以上の場合20 万円とご記入下さい。				
D減少率30%以上70% 未満の方 F額が10万円未満なら そのまま記載。 10万円以上の場合10 万円とご記入下さい。				

要件内容

県への申請額
(①+②+③)

円

神奈川県酒類販売事業者支援給付金に係る宣誓・同意書

神奈川県酒類販売事業者支援給付金要綱（以下「本要綱」という。）の規定に基づき、給付の申請を行うすべての対象月分の神奈川県酒類販売事業者支援給付金（以下「給付金」という。）について、次のいずれにも宣誓又は同意します。

- 1 本要綱に定める給付金に係る給付要件を満たしており、申請書に記載した内容及びその他の関係書類に虚偽はありません。申請書に記載した内容及びその他の関係書類に虚偽が判明した場合又は同意した事項に違反した場合は、給付金の給付を受けていない場合は給付金の給付を受けることを辞退し、既に給付金の給付を受けていた場合は本要綱第9条の規定に従い速やかに神奈川県に返還等を行います。
- 2 給付金の給付の申請に当たり、神奈川県が本要綱第6条第1項に規定する審査を行ううえで必要な対応を行ったにもかかわらず、申請者が当該申請について給付要件を満たすことを確認するに足りる対応を行わなかったことを理由として、当該申請が不給付となった場合には、本要綱第8条第1項第4号に従い、給付を受けたすべての給付金について、返還を遅滞なく行う義務を負う場合があるほか、本要綱第6条第3項により、給付を受ける前の給付金は不給付となり、新たに給付金の給付の申請を行うことができなくなる場合があることに同意します。
- 3 2021年3月31日以前から、酒類販売免許又は酒類製造免許のいずれかを取得して事業を行っており、かつ、給付金の給付を受けた後にも事業の継続及び立て直しをする意思があり、そのための取組を継続的に行います。また、2021年4月1日以降、上記免許の取消等処分を受けていません。
- 4 地方公共団体による対象月における飲食店又は大規模施設等に対する休業又は営業時間の短縮に伴う協力の支払対象ではありません。また、他都道府県による同種の給付金を受給しておらず、今後も受給する意思はありません。
- 5 確定申告書並びにその裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳並びに本要綱で定める神奈川県が定める対象措置影響を証明する証拠書類を電磁的記録等により7年間保存します。
※ 帳簿書類とは、日付、取引先、取引内容、取引金額等が証拠書類とともに確認できる売上台帳、請求書、領収書等を指す。
- 6 県の求めに応じて5で保存している情報を速やかに提出します。
- 7 代表者、役員、従業員、構成員等は、次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に基づく規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - (4) 暴力団又は反社会的勢力が経営に事実上参画していること
- 8 暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載した情報その他必要な情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。また、県から暴力団又は暴力団員でないことを確認するための追加書類の提出を求められた場合は、給付金の受領後であっても応じます。